

特別支援学級の児童・生徒数を含めた1学級当たりの児童・生徒数について

1 特別支援学級※の学級編制について

公立小・中学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「法律」という。）で示されている学級編制を基準として、都道府県の教育委員会が定めることとされている。

法律では、特別支援学級の学級編制の基準について、次のとおり定めている。

【神奈川県の特特別支援学級編制基準】

校種	学年	1学級の児童・生徒数
小学校	全学年	8人
中学校		

※学校教育法第81条において、小・中学校は、①知的障害者、②肢体不自由者、③身体虚弱者、④弱視者、⑤難聴者、⑥その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの、のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができるとされている。

2 本市における特別支援学級の学級数の推移



3 特別支援学級の児童・生徒数を含めた1学級当たりの児童・生徒数について

- ・「1 特別支援学級の学級編制について」のとおり、特別支援学級は通常学級とは別の学級編制となるが、特別支援学級の児童・生徒の障害の状況や教育的効果等を踏まえ、交流学級や共同学習の形で通常学級の児童・生徒と一緒に学習を進める場合がある。
- ・共同学習等を実施する際に通常学級の児童・生徒に加え、特別支援学級の児童・生徒が一つの教室で授業を受けることから、1学級当たりの人数が多くなる。
- ・そうした状況における1学級当たりの児童・生徒数を推計すると、**別紙**のような状況になる。

- ・推計では1学級当たりの人数が40人以上となる学級が、小学校では7学級、中学校では11学級となり、36人以上の学級数の割合は、通常学級の児童・生徒数だけの場合と比較し、小学校で11.5%から21.2%に、中学校で48.8%から62.5%にそれぞれ増加する結果となっている。